

# SC 経営士会規約

令和 7 年 4 月 1 日制定

## (SC 経営士会)

一般社団法人日本ショッピングセンター協会(以下協会)に SC 経営士資格保有者で組織する SC 経営士会を設置する。

### (1)名称

この会は「SC 経営士会」と称する

### (2)目的

本会は、SC 経営士相互の研鑽と交流のほか、専門的な見地から広範にわたり SC 業界の発展、協会活動の支援を行うことで協会のシンクタンク的機能を担うものとする。

### (3)事業

- ①会員相互の交流及び連携
- ②会員の研修・研究会の実施
- ③各支部や各委員会への協力
- ④前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業

### (4)会員資格

- ①全ての SC 経営士資格保有者が本会の会員となる
- ②SC 経営士資格を喪失した場合、SC 経営士会の会員資格を失う

### (5)組織

SC 経営士会に次の組織を設置する。

#### ①幹事会

幹事で構成し、運営する。

#### ②ブロック

協会の支部と同様に 7 ブロックとし、全 SC 経営士が勤務地にあわせ構成する。

ブロック長、副ブロック長、運営委員数名で運営する。

#### ③専門グループ

研鑽・研究グループ、業務・広報グループの 2 つとする。

グループ長、副グループ長、運営委員数名で構成し、運営する。

## (幹事)

本会に次の幹事を置く。

### (1)会長

SC 経営士会を代表する者(1 名)

### (2)副会長

SC 経営士会会长を補佐し、各専門グループ、各ブロックを統括しつつ SC 経営士会活動を活性化することを役割とする(5 名以内)

### (3)ブロック長

各ブロックを代表し統括する者(1 名)

### (4)専門グループ長

各専門グループを代表し統括する者(1 名)

## (任命)

(1)SC 経営士会会长は協会会长が任命する。

(2)会長以外の幹事は、SC 経営士会会长が推薦する者の中から協会会长が委嘱する。

## (幹事会の権限)

幹事会は事業計画及び事業予算を策定し、総会の承認を得た上で業務執行を決定する。

## (任期)

原則選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。なお再任は妨げないものとする。

## (その他)

ここに定めがないものは SC 経営士会幹事会にて審議するものとする。